

# 経済建設常任委員会報告



色に關しての制限はないのか。

**答** 条例では、大規模行為の中で建築物、工作物等の行為について定めており、その規模や色彩については今後施行規則で定めてまいります。また指導基準を作成し、その中で植栽や色彩等についての基準を定める予定で、どういった内容にするかというのは世界文化遺産推進室が中心となり、阿蘇郡7市町村で統一できるように調整を行っております。

今期第5回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案7件、認定4件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

## 議案第75号 阿蘇市 景観条例の制定について

**問** 景観条例では、

**問** 景観条例は、阿蘇郡市の他の町村も同じように条例化しているのか。

**答** 7市町村がある程度統一した条例を作り、景観行政団体に

各々が移行します。今までは県が景観行政団体で県の条例で運用してきたが、今後は独立した形で運営をやっていくため、中身については調整を行っているところです。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## 議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

### 農政課所管分

**問** 地域密着型の嵩上げた5ヶ所の面積はどの程度あるのか。

**答** 石礫撤去については的石、跡ヶ瀬が15.3ha。山田の嵩上げが2ヶ所で7.46ha。それから畦畔の置き換えが5ヶ所すべてに該当する農地がある、湧水処理については、黒川を除く4地区について処理が必要であります。

**問** 災害復旧後の土地において、ある程度の石等は自助努力で排除しているが、さらに大きな石等が出た場合個人での対応、または行政での対応など線引きが必要ではないのか。

**答** 災害復旧は県営工事で行いましたが、基本的には市町村でやるのが基本である。工事をやるからには完全なものにしていかなくてはならないが、あいつつた大災害であったことから、表土を取ろうにも表土が取れなかったという現状の中

で、表土を返したらその中に石礫が入った。たといことであった。災害復旧の中で変更が認められないことから、認められなければ県なり、市の負担の中で、地元農家に負担をかける訳にはいけません。今回の工事で完全になるようにできる限りやっていきたいと思っているが、その中で、もしもそういった部分が今後出てどうにもならなければ、最悪その部分は再度考えていきたいと思っております。

**問** 経営基盤確立事業でイチゴの温室内張りカーテンであるが、木之内農園から市にくら納められているのか。また、有害鳥獣による被害が多いことから駆除の対応等はどうに行っているのか。

**答** 使用料については施設面積が3000

m<sup>2</sup>ありますが、その内の2000m<sup>2</sup>については通常のボイラー施設であるため、年間30万3千円。残りの1000m<sup>2</sup>については、温熱を利用した特殊な施設であるためこの部分は21万3千円の年間使用料となっており、合わせて年間51万6千円を使用料として頂いている。また有害鳥獣駆除については、被害の申出があれば、その所属隊長に電話をして駆除をお願いしている。基本的に年間を通じて駆除をやっていただいでいます。

### 観光まちづくり課 所管分

**問** エコツアーリズム

センター整備工事の1800万円の追加工事であるが、観光まちづくり課だけの問題ではないが、すべての公共工事で追加工事がある

どん出る。これは当初の測量設計の段階で、どういう調査、設計をしたのか。追加工事がされることから不透明感がある。予算として認めなければ、認めたい以上は追加工事もやむをえない。悪い言葉でいえば、先に小額予算で認めさせ後は追加、追加を行う、これは観光まちづくり課のエコツアーリズムセンターに限らず、行政の考え方として、ほとんどの工事でもそうである。いいかげんな測量設計で議案審議するのはどうかと思うが、どのような考えをもっているのか。

**答** 今回、計上した部分については、物価上昇に伴う単価の見直しも若干あります。それと追加工事は国道212号線から入りの部分で、県との協議が上手くいっていなかった部分があり、その工事

費が見えてきたということで、新たな工事の追加になったものであり、できる限り当初そう言った部分がきちんと見えてくれれば、盛り込むことができたが、その時点でははつきり金額が見えなかったため、追加工事になったもので、今後はできる限りそういったことがないように努めて行きたいと思います。

### 住環境課所管分

**問** 再建支援住宅使料は、12月から3月までの徴収で、9月からの3ヶ月間については徴収しないということなのか。

**答** 仮設住宅については、8月末日で期限が切れますが、建築基準法では11月末日まで住宅は使えることから、その間に引っ越しをしていただくという猶予期間を設け、引き

続き住んでいる方が何人かおられます。また、今から再建支援住宅の改修工事を行うため入居者に迷惑をかけることもあり、9月1日からの入居ではありますが、正式に家賃をいただくのは工事が完了する12月1日からとしました。

### 建設課所管分

**問** 道路維持費の、原材料費は主に道路の補修と説明があつたが、阿蘇市内どこでも工事等で道路が非常に傷んでいる、本格的な改修をした方がいいけれども一時的な修理もしなければならぬと思う。調査もし、補正も上げて賠償責任が出てこないようにぜひやってもらいたい。また、大災害の後で重量な車両も通行している。補修を行っても追いつかず、またすぐに傷んで

くと思う。災害復旧が落ち着くまで例えば緊急雇用対策あたり、あるいは臨時でもう1人くらいは常時点検をしたり軽い補修を行うなどの体制をとってあげないと、一生懸命作業しているけれど、手が足りないのではないかと、今から増やすのではなくて、2年なら2年の限定での対応が必要ではないのか。

と決定いたしました。

議案第87号 阿蘇市道路線の廃止について  
議案第88号 阿蘇市道路線の認定について

(関連であることから一括議題)

**問** 道路幅員が一番狭いところは3.6mであるが、市道の最低の4mにすることはわずかな工事費でできると思うが、現地調査をするなりしていただきたい。

**答** 学校ができたから通行量が増えるということにはならないだろうと判断を行い、当面学校のグラウンドに面した周辺については少し整備を行うが、それに続く道路については学校としての要望というかたちではなく、将来通行量の動向を見ながら考えていきたい。

このような審議を経た結果、両議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

### 農業委員会所管分

**問** 耕作放棄地対策の場所と面積について、また事業内容、単価等はどうようになっていくのか。

**答** 場所については、一の宮地区で、地目は田、面積は7132㎡、波野地区では、地目は畑、面積は7728㎡を行っており、耕作放棄地を解消するために草刈、トラクタ1等での耕起を行った場合、10a当たり三万円の補助となっております。

## 農政課所管分

**問** 有害鳥獣被害は年々増えてきており、行政だけに頼るのではなく自己防衛も必要である。電気牧柵導入でも被害が減ることから市民への周知も必要ではないか。

**答** 広報に電気牧柵補助の記事を載せたところ、今年はかなり多くの申請が上がってきた。今後も周知を行っていききたい。

**問** 熊本シール工業の雇用状況は、また、新需給システムの中で農協に支出してあるが、農協はどのように受けているのか。

**答** 熊本シール工業の雇用については雇用協定を7月に結び、現在25年度は28名雇用され、その内農業事業者が12名。26年度は7月現在で11名の雇用。その内農業従事者が2名。

合計で39名の雇用で、その内農業従事者が14名で36%の雇用が占めている。最終的には4年間で60名の雇用、その3割は農業従事者を雇用するとなつていく。また新需給システムについては、転作にかかる受付、計画書作成、説明会等の色んな経費に充当しています。

## 観光まちづくり課

### 所管分

**問** 「然」という意味、将来に向かってこの然をどのようにして生かしていくのか。

**答** 「然」の意味はあるがままにという話であり、なぜ然かというところですが、今まで阿蘇の観光は大観峰、草千里、火口など、すべて大自然が作り出したものを売り込んできました。阿蘇のように素晴らしい景観観光はなくならないが、体験

交流といった観光ニーズが大きくなっています。然では人を中心に据えることで物語が生まれ、その人たちが一生懸命作ったものやサービスに光が当たるようにしたいと考えています。この然をブランド化することで、今後更に阿蘇の商品やサービスの情報発信を行い、交流人口を増加させていきたいと思っています。

## 住環境課所管分

**問** 合併浄化槽の補助のうち新築に対する助成は何件あるのか。

**答** 新築は、申請件数全体の約6割です。また、県の方針として新築分の補助については3年後を目途に廃止していく予定です。

## 建設課所管分

**問** 災害もあつたが、小規模災害以外で

まだ残っているものがあるのか。

**答** 公共災の補助金を使う災害については終わっており、橋が4ヶ所残っているだけである。ただ公共災害にのらなかったような箇所がまだたくさんあり、そういった箇所の道路、河川の維持補修として工事費を計上させていただいている状況です。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第12号 平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**問** 未収金が約8100万あるが、使用料は単年度ではいくらあるのか。

**答** 未収金には3月

分の使用料金、国庫補助金及び下水道の工事負担金等が含まれている。使用料金の未収金は、平成23年度の決算で、4368万6千円あつた未収金が翌年の24年度の決算では3625万2千円、約17%の解消。それから今年度25年度決算では3156万5千円となり、24年度からさらに13%解消し、25年度の3156万5千円の内訳は、過年度分が2529万5千円、現年分が627万円となつている。

**問** 石綿管は阿蘇市内でどの程度残っているのか。また、有収水率ほどの程度なのか。

**答** 石綿管は山田地区の送水管として残っていたが、平成25年度までに改修されほとんど限りなくゼロに近い形になつている。また、有収水率については75%であり熊本県の平

均87%から見ればかなり低いことから、予算が許せば深夜の漏水調査等が必要かと思われる。

**意見** 未収金処理については管理係や支所の努力の結果、成果を上げたことに対し評価する。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

